

在宅老人デイサービスセンター鹿屋長寿園
鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業
(第一号通所介護事業利用契約書)

目 次

第1条	契約の目的	第14条	秘密保持
第2条	契約期間	第15条	個人情報の保護
第3条	通所介護計画	第16条	虐待防止
第4条	通所介護の提供場所・内容	第17条	非常災害時及び感染症等 発生時の対応
第5条	サービス提供の記録	第18条	事故発生日防・事故発生時の対応
第6条	料金	第19条	損害賠償責任
第7条	身元引受人	第20条	損害賠償がなされない場合
第8条	利用日の中止・変更・追加	第21条	緊急時の対応
第9条	事業者の責任によらない事由 によるサービスの実施	第22条	連携
第10条	利用料金の変更	第23条	相談・苦情対応
第11条	契約終了	第24条	本契約に定めない事項
第12条	利用者の施設利用上の注意義務等	第25条	裁判管轄
第13条	身体拘束その他の行動制限		

ご利用者様氏名： _____ 様

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 恵仁会 在宅老人デイサービスセンター鹿屋長寿園（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業（国の基準による通所型サービス）（以下「第一号通所事業」という）について、次の通り契約する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険の趣旨に従い利用者がその有する能力において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように第一号通所事業を提供し、利用者は 事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の前々日までに利用者から文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（第一号通所事業計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「第一号通所事業計画」を作成します。事業者は、この「第一号通所事業計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ることとします。事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、若しくは利用者及び家族等の希望に応じて第一号通所事業計画の変更の必要性を調査し、変更が必要な場合は利用者及び家族等と協議して第一号通所事業計画を変更するものとします。

（第一号通所事業の提供場所・内容）

第4条 第一号通所事業の提供場所は、「在宅老人デイサービスセンター鹿屋長寿園」です。所在地及び設備の概要は（別紙、重要事項説明書）の通りです。

2. 事業者は、第3条に定められた第一号通所事業計画に沿って第一号通所事業を提供します。事業者は、第一号通所事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、第一号通所事業内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、毎回のサービス終了時に個別記録表（処遇記録）を作成します。

2. 事業者は、第一号通所事業提供に関する個別記録表を作成し、その完結の日から5年間これを保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内において事業所にて個別記録表を閲覧する事ができます。
4. 利用者は、当該利用者に関する個別記録表の交付を受けることができます。

*記録物を開示するためには、個人情報に関する開示請求書の提出をして頂きます。尚、交付に関しては実費負担して頂きます。

(料金)

第6条 利用者は、要介護度に応じて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担)を介護保険負担割合証に則った負担割合に応じた自己負担分の金額の費用を事業者に支払うものとします。

2. 第5条に定めるサービスについては、利用者は(別紙、重要事項説明書)に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、利用者は事業所のおむつ類を使用した場合、その他日常生活上必要となる物による諸費用が発生した場合は、実費相当額を支払うものとします。
4. 利用者は、前項に定めるサービス利用料金をサービスの終了時に支払うものとします。
5. 支払方法は ① 月締めでの利用者指定口座からの引き落とし
② 月締めでの事業所指定銀行口座への振込み
③ 月締めでの現金支払い

ただし、②の場合の手数料は利用者のご負担となります。また、①・②の場合は、翌月20日までの日を基本支払い期限日とします。

(身元引受人)

第7条 利用者は、身元引受人を定めるものとする。ただし、身元引受人を定める事ができない相当の理由がみとめられる場合は、この限りではありません。

2. 前項の身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連携して覆行の責を負うものとする。
3. 前項の債務について身元引受人の負担は、利用料金の24か月相当である極度額24万円を限度とします。
4. 身元引受人が負担する債務の元本は契約時に確定するものとします。
5. 身元引受人から利用者の債務に関する請求があった時は、事業者は身元引受人に対し遅延なく、利用料金等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額に関する情報を提供することとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条 利用者は、利用期日前において、第一号通所事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は(別紙、重要事項説明書)に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。
ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満員で利用者の希望する利用日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第9条 事業者は、本契約の有効期間中、天災・災害・施設整備等の故障やその他やむを得ない理由等その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(利用料金の変更)

第10条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2. 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第11条 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において本契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、協議をもって本契約を解約させていただく場合があります。
 - (1) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - (2) 利用者が入院もしくは自宅療養、施設等への入所等により1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - (3) 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず10日以上これが支払われない場合
5. 次の事由に該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 利用者又は、その家族が事業者やサービス従業者・他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
 - (2) 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）
 - ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等）
 - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為）

6. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護施設等に1ヶ月以上、入所等をした場合
- (2) 利用者の要介護区分が非該当となった場合
- (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- (4) 居宅サービス計画が変更になった場合

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第12条 利用者は、共用施設、敷地をその用途に従って、利用するものとします。

2. 利用者は、事業者の有する施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

(身体拘束その他の行動制限・虐待防止のための措置)

第13条 第一号通所事業提供にあたり、事業者は、利用者の尊厳の保持の為に、利用者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状況や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることのないよう、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき支援するものとし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。

2. 事業者は虐待の防止の指針に基づき対策を行い、虐待の発生又はその再発防止をするための委員会を設置し研修を行います。また虐待の発生又は再発を防止するための委員会を開催し、虐待の発見時には行政への通報を行いご利用者の安全の確保に努めます。

3. 事業者は、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。

また、この場合は、事前又は事後速やかに、当該利用者の家族等（扶養義務者）に対し、利用者にする行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するものとします。

4. 事業者は、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第5条第2項の記録に次の事項を記載するものとします。

- (1) 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- (2) 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- (3) 前項に基づく利用者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(秘密保持)

第14条 事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継

続します。

2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者個人やその家族等の情報を用いません。
3. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
2. 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用する場合も利用者及び扶養義務者の同意の下、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(個人情報保護)

第15条 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン、ガイダンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

2. 個人情報の取扱いに関する利用者及び扶養義務者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

(虐待防止)

第16条 利用者の権利を擁護する為に、事業所内にて委員会を設置し研修を行い、虐待防止及び権利擁護に努めるものとします。

(非常災害時及び感染症等発生時の対応)

第17条 通所介護サービスの提供中に、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。また、感染症予防及び蔓延のための対策を検討する委員会を6月に1回スタッフへ周知徹底行えるよう指針整備を行い、定期的に研修や訓練を行う事でサービスを継続的に提供できる体制を構築していきます。

(事故発生予防・事故発生時の対応)

第18条 事故防止の為安全管理委員会を設置し、指針に基づいた防止策、研修、定期的な委員会を開催いたします

2. 利用者に対する通所介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
3. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録を整備します。
4. 利用者に対する通所介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(損害賠償責任)

第19条 事業者は、サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者及び扶養義務者は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第20条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(緊急の対応)

第21条 事業者は、現に第一号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師、歯科医師または協力医療機関の医師・歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第22条 事業者は第一号通所事業の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第23条 事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を(別紙、重要事項説明書)の通り設置し、第一号通所事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第24条 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業所の住所地

を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

附則

この契約書は平成27年4月1日より施行する。

この契約書は平成28年4月1日より施行する。

この契約書は平成29年4月1日より施行する。

この契約書は令和2年4月1日より施行する。

この契約書は令和3年4月1日より施行する。

この契約書は令和4年4月1日より施行する。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

「通所介護サービス」「介護予防通所介護相当サービス」の提供開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の説明を行いました。

指定通所介護・指定予防通所介護事業所名：在宅老人デイサービスセンター鹿屋長寿園

法人名 社会福祉法人恵仁会
代表者名 池田 志保子
事業所名 在宅老人デイサービスセンター鹿屋長寿園
住所 鹿児島県鹿屋市下祓川町 1822 番地
管理者 小中原 陽子 (印)

説明者 職種 氏名 _____

私は、本面書面に基づいて事業者から契約書及び重要事項の説明を受け、「通所介護サービス」「介護予防通所介護サービス」の提供開始に同意し、本説明書を受領いたしました。

注) 署名をもって印の代替えとし、署名は真正の意味を示すものとします。

契約者 住所 鹿屋市 _____
(利用者)

氏名 _____

家族等 住所 _____
(身元引受人)

氏名 _____

続柄 _____